明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別表七の二付表二　連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

連結欠損金発生年度（　・　・　）

連結法人名								
								計
連結初年度における調整計算	連結納税の開始	連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの	1	内　円	内　円	内　円	内　円	
		連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	2	内	内	内	内	
		連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (1)＋(2)	3	内	内	内	内	
	連結納税への加入	特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの	4	内	内	内	内	
		連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	5	内	内	内	内	
		連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (4)＋(5)	6	内	内	内	内	
上記以外の連結事業年度における調整計算	前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）		7	内	内	内	内	
	加算額の計算	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	8	内	内	内	内	
		連結内適格合併等による引継額 被合併法人等となる連結子法人名	9					
		連結内適格合併等による引継額 同上の連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（当該連結子法人の(7)）	10	内　円	内　円	内　円	内　円	
		連結内適格合併等による引継額 同上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額とみなされて繰越控除された金額（当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(一)「4」）	11	内	内	内	内	
		連結内適格合併等による引継額 同上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額からないものとする金額（当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(二)「26」又は別表七(三)「14」）	12	内	内	内	内	
		連結内適格合併等による引継額 差引計 (10)－(11)－(12)	13	内	内	内	内	
		連結欠損金個別帰属額の加算額 (8)＋(13)	14	内	内	内	内	
	減算額の計算	離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（当該連結子法人の(7)）	15	内	内	内	内	
		連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となつた連結欠損金額の個別帰属額	16					
		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額	17	内	内	内	内	
		欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額	18	内	内	内	内	
		連結欠損金個別帰属額の減算額 (15)＋(16)＋(17)＋(18)	19	内	内	内	内	
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (7)＋(14)－(19)		20	内	内	内	内	
連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額 (3)若しくは(6)又は(20)			21	内	内	内	内	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）